

2025 年度

PTA 活動 First Step

ひびきあい 高まいあう

PTA活動



社会総がかりで子どもの育ちを支える環境づくりのために

滋賀県教育委員会

目 次

1	PTAの目的と願い	1
	(1) PTAの目的	
	(2) 子どもの健やかな成長のために	
2	PTAの主な活動	2
	(1) 学習活動	
	(2) 社会活動	
	(3) 広報活動	
	(4) 学習活動を豊かにするために	
3	PTAではこんな活動ができます！	6
	(1) 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進	
	(2) 家庭教育ファシリテーター養成講座	
	(3) 滋賀まるごと「こどもとしょかん」の推進	
4	様々な課題への対応	9
	(1) いじめへの対応	
	(2) スマホ・ケータイ・ネットへの対応	
	(3) 不登校の理解と対応	
	(4) 人権教育の推進	
5	資料編	16
	(1) しが生涯学習スクエア	
	(2) しが生涯学習サテライト	
	(3) 県立施設の無料開放	
	(4) しが学校支援センター	
	(5) 滋賀県学習情報提供システム「におねっと」	
	(6) その他(CSリーフレット、訪問型家庭教育支援、滋賀県子ども基本条例)	
6	滋賀県内の専門的な相談機関	21

1 PTAの目的と願い

(1)PTAの目的

PTAは、「子どもの健全な育成を図る」ことを目的とし、保護者と教員とが協力して、学校および家庭における教育に関し、理解を深め、会員相互が学び合い、活動を行う社会教育関係団体です。



(2)子どもの健やかな成長のために

次代の社会を担う青少年が、たくましく心豊かに成長することは、保護者はもとより、県民すべての願いでもあります。

しかしながら、社会が急激に変化する中、子どもたちは、お互いに切磋琢磨する機会が少なくなり、連帯意識を培う場や生活体験、自然体験の場が不足するなど、家庭や地域における子どもの健やかな成長に新たな課題が生じてきています。

また、「いじめ」「児童虐待」など、子どもたちの伸び伸びと心豊かに成長するという基本的な権利が、著しく侵害されている状況もあります。

こうしたことは、単に子ども自身の問題ではなく、私たち大人が社会の問題として捉え、改めて現状を見つめ直す必要があります。

教育基本法では、第10条に「家庭教育」について、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定しています。

「家庭教育は全ての教育の出発点」と言われます。社会総がかりで子どもの育ちを支える必要性が高まりつつある今、PTAが果たす役割はますます重要になってきています。保護者同士、あるいは子どもとのつながりを深め、その中で学び合うことが大切であり、また、家庭・地域・学校を結ぶパイプ役として、積極的に行動することなどが期待されています。

PTA活動の一層の充実と発展のため、コロナ禍の中で得た知識や経験をいかすとともに、さらにこの冊子をご活用いただければ幸いです。

2 PTAの主な活動

PTAは、学校および家庭教育に関して理解を深め、子どもの生活習慣や環境の改善、充実、会員相互の学習などの活動を行います。その内容により、学習活動・社会活動・広報活動に分けられます。それぞれについて、具体の活動例を紹介します。

(1)学習活動

PTAは「保護者と教員が力を合わせて、子どもたちの健やかな成長を図る」ことを目的としています。そのために、「学ぶPTA」と「活動するPTA」の二つの面から、活動例を紹介します。

A. 学ぶPTAの内容 (活動例)

(1)家庭教育を進めるための学習

- ◆家庭教育と親のあり方(スマホなどのルールづくり、生活リズムの定着)
- ◆「語り合いを通じた親育ち」の活動
- ◆子どもの将来の職業と進路

(2)学校教育の理解を深めるための活動

- ◆学校の教育方針、目標の理解

(3)現代的な課題についての学習

- ◆人権教育
- ◆男女共同参画社会づくり
- ◆国際理解
- ◆環境教育
- ◆情報教育
- ◆いじめ問題
- ◆SNSに関すること

(4)地域理解を深めるための活動

- ◆地域の歴史と伝統行事
- ◆地域の社会教育施設や文化財

B. 活動するPTAの内容 (活動例)

(1)学校行事等、学校教育活動への参加・協働

- ◆学習参観、学校説明会への参加
- ◆学級・学年・地区別PTAの開催
- ◆学校支援・地域とともにある学校への参画
- ◆学習活動を支援するボランティア活動の推進

(2)PTA主催行事

- ◆各種講演会や研修会の開催、ふれあい祭りの開催
- ◆読書活動推進のための親子の取組
- ◆スポーツ、サークル活動の推進

(3)地域の団体・機関等との連携・協力

- ◆地域の大人の参加による夏休み中の「ふれあいラジオ体操」の開催
- ◆通学合宿等、地域における子どもの体験活動への協力

(4)「早寝・早起き・朝ごはん」運動に関する取組

- ◆「ノーテレビデー」「ノーゲームデー」などの取組
- ◆「朝食レシピ」の募集など、食育に関する取組

(2)社会活動

地域の教育環境の改善や校外における児童生徒の生活の安全を確保するため、青少年に有害な情報への対策、遊び場の確保など外部環境への気配り、地域住民同士の豊かな人間関係づくり等、地域の各種団体・機関等と連携した取組を進めていきます。

その具体の活動例を紹介します。

A. 教育環境整備の活動 (活動例)

- ・通学路の整備、遊び場の確保、安全パトロール、声かけ運動の実施
- ・ゲーム機、パソコン、スマートフォンなどの情報環境への対応(フィルタリングサービスの利用促進)
- ・学校の環境美化活動など

B. 環境改善のための活動 (活動例)

- ・有害チラシや看板類の排除、有害図書撤去運動など
- ・危険箇所や交通量の調査とその対策など

(3)広報活動

広報紙の発行やホームページの開設は、PTA行事や会合の内容、学校の様子などを知らせることがその中心となります。広くPTA活動を知ってもらうという点では、大変有効な取組です。広報活動を行う際に配慮すべきことを紹介します。

A. 会員の関心が深い記事を取り上げる

- ・魅力ある広報紙を作るには、会員が知りたい、聞きたいことなど、興味をひく話題を選ぶことが大切です。
- ・また、特集テーマとしては、発行時期に合わせて、PTA総会などの行事や会員の関心が高い生活指導や学習指導上の課題、子どもの暮らしぶりなどが考えられます。

B. 親しみやすく構成を工夫した紙面づくり

- ・わかりやすい言葉を用いて記事を作ることが大切です。見出しや紙面構成を工夫し、親しみやすい広報紙を作りましょう。

(4)学習活動を豊かにするために

～参加型の学習（ワークショップ）を取り入れてみませんか～

参加型学習（ワークショップ）の特徴

- ・参加者の経験や行動、発見を軸に転換します。
- ・小グループ（1 グループ 5 名前後）で、意見交換によって課題を多角的に検討する共同作業や、体験活動によって進めます。
- ・参加者が考え、意見を出し合ったり、共同作業をしたりすることをおして気づき、また、振り返ることによって効果を高めることができます。



約束／学習を始める前に全員参加で確認しましょう。

- ①**参加**…活動に積極的に参加しましょう！
- ②**尊重**…お互いの考えや感じ方を尊重しましょう！
- ③**守秘**…話し合い活動で知った参加者の個人情報を持ち帰りません。



展開例（60 分間）

展 開	活 動 内 容	ポ イ ン ト
はじめに  (15 分間)	○趣旨説明 アイスブレイキング グループ分け	・ファシリテーターによりテーマ、目的の確認をする。 ・参加者の緊張をほぐし、場の雰囲気を和やかにする。 ・グループ（5 人程度が理想）を作る。グループ内に進行役等の役割分担もできるとよい。
学び  (30 分間)	○グループ活動 ① 気づく活動 ② 深める活動 ③ 行動に繋がる活動	・テーマに基づき、自分の考えを出す。（付箋等活用） ・他の人の意見を聞く中で、さらに考えを深め、知識を増やす。（模造紙等活用） ・今まで取り組んできたこと、これから取り組めそうなことを語り合う。
広がり  (10 分間)	○全体交流 各グループの発表	・グループで出た意見を全体で交流し、できるだけ多くの考えに接する。
まとめ  (5 分間)	○ふりかえり	・参加者の意見や気づきを聞き、学習の整理、共有の場とする。 ・グループで互いにお礼を言って、活動を終える。

※ファシリテーターは、グループの話し合いの様子を観察し、グループの話し合いが活発になるよう適宜働きかける。

※必要に応じて会場内の感染症対策を行う。

アイスブレイキング例

後出し じゃんけん 	① 全員がファシリテーターの合図で、ファシリテーターを相手にじゃんけんします。 ② ファシリテーターは「じゃんけんはい、はい」と声をかけます。最初の「はい」でファシリテーターが先に手を出し、二回目の「はい」で参加者が後出します。 ③ 後出しじゃんけんを「あいこバージョン」→「勝つバージョン」→「負けるバージョン」でやっていきましょう。失敗しても、テンポよく進めるのがコツです。 【振り返り】 やってみて、どのバージョンが簡単か、難しかったか聞いてみます。ジャンケンはいふだん勝つことを意識しているので、逆は難しく感じます。脳が固定観念にとらわれているからです。「頭が柔らかくなりましたか？」等、声かけをしてみましょう。うまくできた回数を数えてもらい、数の多い人から自己紹介してもらうことにつなげることもできます。
バースデー チェーン 	① ジェスチャーだけで誕生日日順になるように並んでもらいます。 ② 並び方の確認をします(誕生日日の早い順(1月→12月)や時計回り等)。話してはいけないこと強調して伝えます。 ③ 並び終わって、少しでも自信のない人には、挙手してもらいます。 ④ 自信のない人が無くなるまで、無言で並びなおしてもらいます。 ⑤ ファシリテーターが、一人ひとり誕生日を確認していきます。 ⑥ 間違えずに並び終えた場合には、みんなで拍手をしましょう。 【振り返り】 「自信がない」と手を挙げた人を中心に、何人かに感想を聞きます。「ジェスチャーだけでコミュニケーションを図ることはどうでしたか？」等、聞いてみるのも良いでしょう。応用編として、名前のアイウエオ順や起床時間順等もできます。
我が家の「これ、当たり前」 (事前準備必要) 	① 事前にリストを準備しておき、配付します(参加者数+予備)。 ＜リスト(参考)＞ ・目玉焼きにかけるのは…しょうゆ派 OR ソース派 OR 塩派 ・子どもの部屋の掃除は…子ども派 OR 親(おとな)派 ・夜のテレビのチャンネル権は…子ども派 OR 親(おとな)派 ② 近くの参加者でグループを作り、共有しましょう。違う回答の人がいたら、お互いにその理由を尋ねましょう。 【振り返り】 全体で1～2名程度に感想を発表してもらいます。発表後は拍手をしましょう。「違っていい。違うことがおもしろい。」を共有しましょう。リストでは、人に知られたくない生活スタイルや価値観等が含まれない項目となるよう配慮しましょう。

アイスブレイキングは、他にもあります。
社会教育における人権学習の手引き「波紋」にも掲載しています。
ぜひ活用ください。



「波紋」
二次元コード

用語の解説

ファシリテーター

学習活動の進行を促進し、活発にする役割を担っています。学習者間の交流をうまく導き、学習者や集団の変容や協働を促します。

アイスブレイキング

ワークショップには欠かせない活動です。参加者のより積極的な参加を促すために場の雰囲気や緊張感を和らげ、緊張感を解きほぐすことがねらいです。



3 PTAではこんな活動ができます！



(1)「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進

県では、子どもたちの基本的な生活習慣の確立に向けて、生活リズムの改善を図り、学習や読書、外遊び・スポーツなどの様々な活動に生き生きと取り組めるよう、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進し、子どもたちの成長を支え、社会全体で家庭の教育力の向上を図る取組を進めています。



県では、啓発資料等の提供、スタッフジャンパー、のぼり旗、テーマ曲CD、大型絵本の貸出を行っています。「早寝・早起き・朝ごはん」の運動を推進していただく場合には、ぜひご活用ください。

詳しくは県教育委員会事務局生涯学習課までお問い合わせください。

(TEL 077-528-4654)

(2)「家庭教育ファシリテーター養成講座」の開催

核家族化、地域のつながりの希薄化、さらにコロナ禍を経て、家庭を取り巻く環境が大きく変わり、子育ての悩みや不安を抱えた家庭の増加等、家庭教育を行う上での困難な状況が指摘されています。

特に、インターネットの普及に伴い、対面での人付き合いが減少する中で、「スマホで子守」、「ネットの使い過ぎによる子どもの心身への影響」などに不安を覚える方も少なくありません。

そこで、多くの保護者が家庭教育について学ぶための場や語り合う機会を充実させるために、各地域や学校で活躍できるファシリテーターが必要となります。家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」や家庭教育学習資料を活用しながら、ファシリテーターとしての学習講座の進め方を学ぶ機会として、本講座を開催します。

なお、家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」や「家庭教育学習資料」は、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」からも御覧いただくことができ、ダウンロードして御利用いただくこともできます。各PTAでの研修や取組等で、ぜひ御活用ください。

■家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」 令和3年3月発行



ここが“おすすめ”！

○乳児から高校生まで、5つにページを分け、子育てポイントを解説

○イラストやデータを多用し、読みやすく分かりやすい

○滋賀県学習情報提供システム「におねっと」に掲載し、スマホで手軽に見ることも可能

○相談窓口情報や子育て支援情報も掲載



ダウンロードはこちら

<https://www.nionet.jp/dbook/index.html>



■家庭教育学習資料



幼稚園用



小学校用



中学校用

資料には様々なテーマが掲載されており、親同士が語り合いをするなかで、子育ての気づきや学びを促します。資料内には活用方法も詳しく解説していますので、校園等のPTA研修会においてもすぐ利用できます。

ダウンロードはこちら

https://www.nionet.jp/lldivision/home_edu/gakushushiryo/index.html



(3) 滋賀まるごと「こども としょかん」の推進

～滋賀まるごと「こども としょかん」を目指して～

滋賀県では、県内のみなさんとともに子どもの読書活動を総合的に推進し、滋賀まるごとが子どもたちにとっての「としょかん（本に親しむ環境）」となることを目指し、すべての子どもたちがいつでもどこでも、楽しく読書できる環境づくりを進めています。

読書は、子どもの想像力を豊かにし、考える習慣を身につけさせるとともに、感性や情操、そして思いやりの心を育むことができる大切な活動です。子どもの読書活動を進めるためには、まず保護者がその重要性を理解することが必要です。家庭では、読書する時間を決めたり、子どもの成長にあわせて読み聞かせをしたり、親子で一緒に図書館や書店に行ったりするなど、子どもが日常生活の中で本に親しめるように工夫しましょう。

また、PTA活動の一環として、図書ボランティアや読み聞かせボランティアに取り組む学校も増えています。みなさんの力をあわせて子どもの読書活動を広めていきましょう。

本は心の栄養です



滋賀県学習情報提供システム「におねっと」

<https://www.nionet.jp/dokusho/index.html>



「こども としょかん」ポータル

<https://www.shiga-pref-library.jp/kodosup/>



滋賀県学習情報提供システム「におねっと」

では、子どもと本をつなぐ役割を担う保護者や教職員、地域の方々などにご活用いただくため、子ども読書啓発冊子や本県の様々な取組を「子ども読書活動支援事業」のページで紹介しています。

令和6年度には、新たに開設された「こども としょかん」サポートセンターが中心となって、学校図書館を活性化するためのウェブサイト

「こども としょかん」ポータルがオープンしました。子どもたちの読書はもちろん、学習にも使えるサイトを目指して、コンテンツの充実を図っています。学校図書館の活用事例や活用年間計画例に加えて、研修情報などの子どもの読書を支える方々のための情報も発信しています。

子どもたちの自発的な読書を支えるヒントがたくさん掲載されていますので、これらのサイトをぜひご活用ください。

4 様々な課題への対応



(1)いじめへの対応

「いじめ」とは・・・？

「いじめ防止対策推進法」では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

「いじめ」の態様としては、以下のようなものがあります。

「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「仲間はずれ、集団による無視をされる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」「金品をたかられる」「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」等

「いじめ」は、深刻かつ重大な社会問題であり、学校・家庭・地域が連携して、その解決に向けて取り組まなければならない重要な問題です。子どもたちが学校や地域という集団生活の場で、よりよい人間関係（友人関係）を築けるよう、日頃から子どもたちを支援し、援助するとともに、一人ひとりが人権感覚をより高め、日々の生活に生かしていけるようにすることが大切です。

いじめの早期発見チェックポイント

- ☐ 表情がさえず、おどおどした様子が見られる。
- ☐ 持ち物をひんぱんになくしてくる。
- ☐ 教科書やノートにいたずらをされて帰ってくる。
- ☐ いろいろと理由をつけて、お金をたびたび要求する。
- ☐ 衣服を汚してきたり、あざや傷をつけてきたりする。
- ☐ 家族の些細な言葉にイライラしたり、反抗したりする。
- ☐ 登校をしぶったり、早退や欠席したりすることが多くなる。
- ☐ 家族を避け、何か隠しているような気配が感じられる。
- ☐ TV・ゲーム等の一人遊びに夢中になり、外出が少なくなる。
- ☐ よく電話がかかってきて、困っている様子がうかがえる。
- ☐ 体のあざや傷を隠すためお風呂に入るのを嫌がるようになる。
- ☐ 学習意欲をなくし、学校の成績が急に悪くなる。
- ☐ 頭痛・腹痛等をよく訴えるが、特に異常がない。
- ☐ スマートフォンや携帯電話でのやりとりで気になる様子がある。

子どもの変化に気づいたら次のような対応をしてみましょう！

(1) 子どもの声をじっくり聴きましょう。

- ①日頃から子どもに話しかけ、**表情や返ってくる言葉**に気を配りましょう。
- ②どうしても話を聴くことができないときには、**後から話を聴く機会**を作るように工夫しましょう。
- ③話を聴くときは、うなずきながら子どもの言葉に**しっかりと耳を傾け**ましょう。
- ④じっくりと聴くことが「安心」「信頼」を**与えること**であると自覚しながら、最後まで話を聴きましょう。

(2) 子を見守り、理解し、支えましょう。

- ①家族の人間関係を大切に**した憩い安らげる家庭づくり**に努めましょう。
- ②日頃から声かけするとともに、**悩みを共感したり、必要に応じてアドバイスしたり**しましょう。
- ③日常の子どもの言動の中から、**いじめの兆し**を見逃さないように努めましょう。

(3) いいことはいい、ダメなことはダメとしっかり伝えましょう。

- ①きょうだいがいる場合は、**比較するのではなくそれぞれの子どもががんばっているところをほめ、お互いが手本となる関係づくり**になるようにしましょう。
- ②社会で許されないことは、保護者として断固として許さず、**間違った価値観は通らないこと**を教えましょう。
- ③保護者自身が、**大人としての言動に責任を持ち**、ごまかしや意地を張ったりしないようにしましょう。

(4) 子どもが生活の主体者になれる場を見つけ、体験をさせましょう。

- ①いろいろな体験を積ませることによって、**自ら考え、問題を解決する力**をつけるようにしましょう。
- ②部活動、クラブ活動、ボランティア活動、地域行事等、**年齢の異なる人々とのふれあい**を通して、年上の人から学んだり、年下の人への面倒を見たりして豊かな人間関係を築けるような土壌づくりに努めましょう。

(5) 規則正しい生活習慣づくりに努めましょう。

- ①心の安定は、安定した生活から生まれるものであり、家族みんなで**早寝、早起き、朝ごはん**に心がけ、規則正しい生活を送りましょう。
- ②できるかぎり一緒に食事をする等、**親子で過ごす時間**を大切にしましょう。

(6) 学校と一緒に動き、協力して解決にあたります。

- ①日頃から子どもの言動や表情に留意し、気になることや心配なことは、**早めに学校の先生に相談**しましょう。
 - ・加害の場合 … 直接いじめに関係しているかはわからなくても、気になる言動があれば、まずは学級担任に相談しましょう。
 - ・被害の場合 … 子どもが学校の先生には知られたくないという場合でも、子どもの様子を見守りつつ学校に相談しましょう。その場合、「知られたくない」という子どもの思いは必ず学校に伝えておきましょう。
- ②**子どものケアを最優先**にして、学校と一緒にいじめ問題の解決に努めましょう。
- ③**いじめを許さない環境**をつくりましょう。

(7) 地域で子育てを支えあう、PTA活動を促進しましょう。

- ①PTAで呼びかけたり、研修や講演会等に積極的に参加したり、フォーラムを計画したりして、**保護者全体でいじめを許さない機運**を高めましょう。
- ②日頃から保護者同士が連携に努め、**みんなで子どもを育てる環境づくり**に努めましょう。

★いじめ等の相談窓口が開設されています。(詳細 21 ページ) 一人で悩まず、相談できる場所があることを親子で共有しましょう。 ※匿名可、秘密厳守で専門の相談員が相談にお答えします。まずはお電話を。

(2) スマホ・ケータイ・ネットへの対応

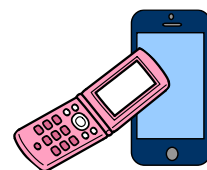


『大人も学び、子どもを守りましょう!!』

子どもたちがスマホやケータイ、パソコン等を介してインターネットを利用し、トラブル・犯罪に巻き込まれる事件が増加し、子どもの心身が危ぶまれています。スマホ・ケータイ等は大変便利なものですが、多くの「危険性」もはらんでいます。家庭では、その「危険性」を教え、スマホ・ケータイやインターネット利用のルール、マナーについて親子で十分に話し合うことが大切です。また、保護者が進んで新しい知識を身につけるように努めることも大切です。

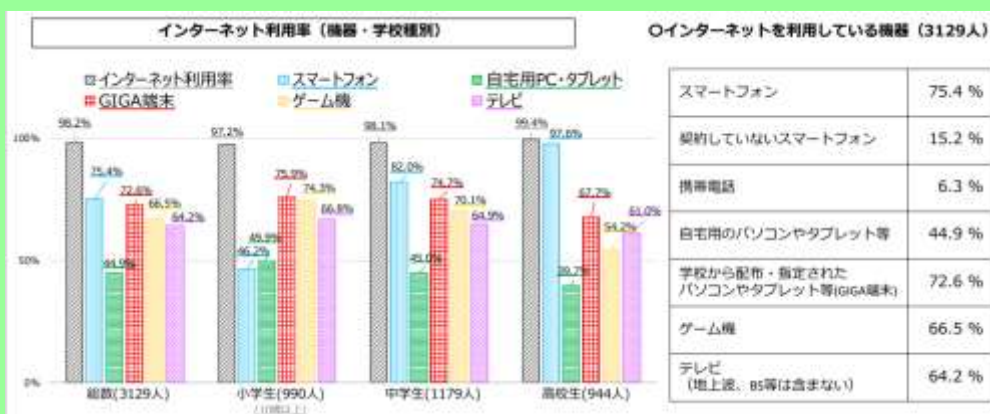
①実態を正しく知ることが第一歩です。

◎子どもたちに広がるスマートフォン・携帯電話



令和6年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果より（令和7年2月：こども家庭庁）

①インターネット利用率（機器・学校種別）は？

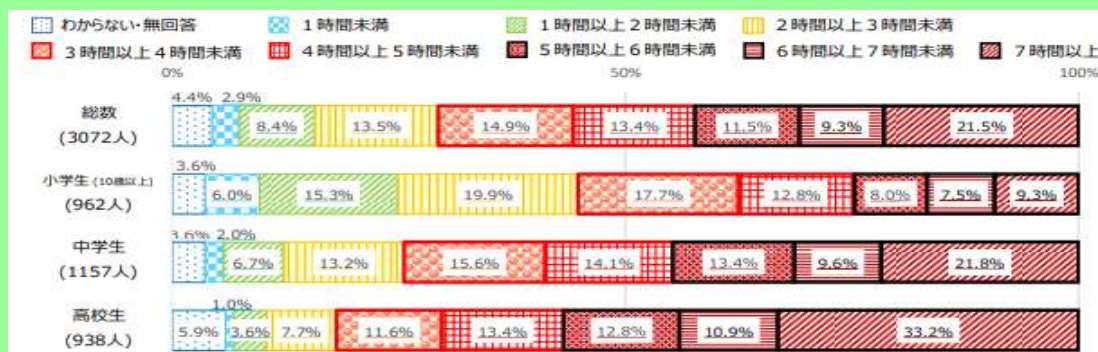


インターネットの利用は、すべての年代でほとんどの子どもが利用しています。その機器は、小学生はGIGA端末、中学生・高校生はスマートフォンが最も多いです。

②インターネットの利用時間は？

【いずれかの機器でインターネットを利用していると回答した青少年をベースに調査】

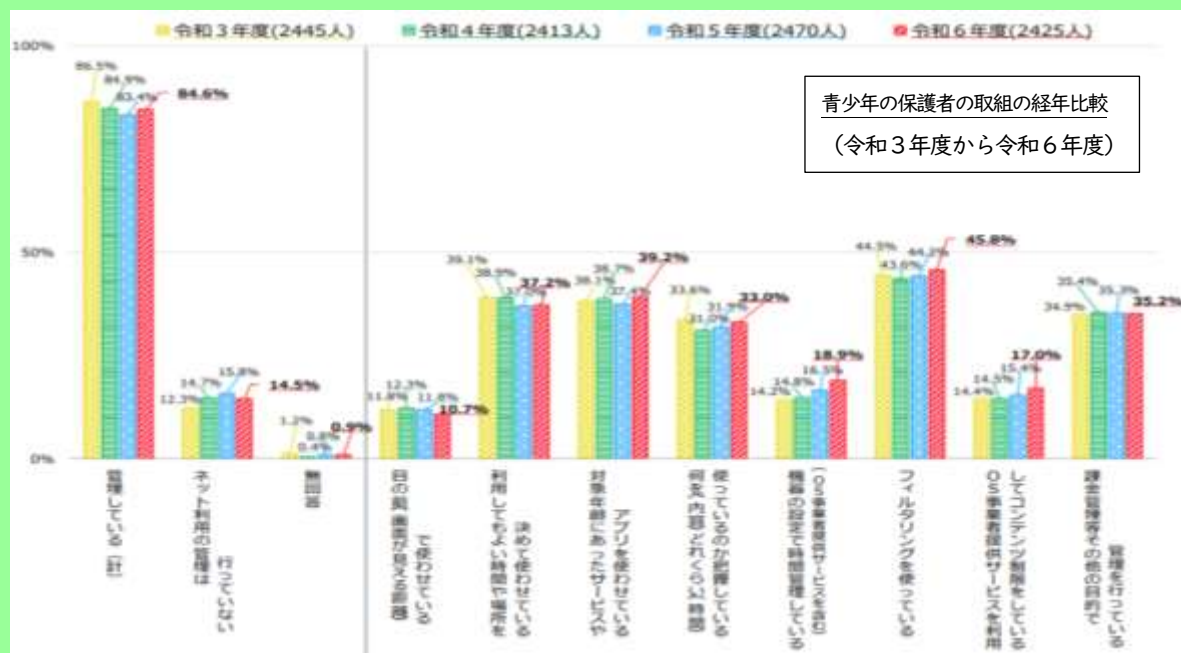
- インターネットを利用すると回答した青少年の平均利用時間は、前年度と比べ約5分増加し、約5時間2分。高校生は、約6時間19分。中学生は、約5時間2分。小学生（10歳以上）は、約3時間44分。
- 目的ごとの平均利用時間は趣味・娯楽が最も多く、約3時間1分。



③子どものインターネット利用に関する保護者の取組は？

【子どもが「スマートフォン」でインターネットを利用していると回答した青少年の保護者への調査】

- 子どもがスマートフォンを利用する青少年の保護者の84.6% がいずれかの方法で子どものネット利用を管理していると回答。
- 実施している取組は、フィルタリング(45.8%)、対象年齢にあったサービスやアプリを使わせている(39.2%)、利用してもよい時間や場所を決めて使わせている(37.2%) が上位。



②こんなトラブルが起っています。

◎トラブルの事例

以下〈出典：「インターネットトラブル事例集(2022年度版)」より(総務省)〉

【スマホゲームのパスワードの管理】

アイテム購入は数回なのに高額請求

【原因】

スマホのゲームに夢中のFくん。認証パスワードはお母さんが管理しているため、ポイントやアイテムが欲しいときは相談して解除してもらっていました。

【結果】

ある月、十数万円の請求が来て大慌て。スマホの認証方法を確認すると、パスワード入力後30分間はパスワードの再入力不要の設定になっていました。

【軽率な行動(違法行為)】

個人や学校などへの脅迫行為や犯行予告

【原因】

嫌がらせのつもりで、日時・場所を指定し、「友人Hを暴行しよう」とネットの掲示板で呼びかけたIくん。もちろん、実行する気などまったくありませんでした。

【結果】

投稿を読んだ人が警察に通報し、警察はパトロールすると共に掲示板への書き込みの記録などを調査。Iくんの投稿と判明したことから、自宅に警察が……。

子どもにスマートフォンを持たせる前に

～保護者自身が意識して行動したいこと～

まずは
チェック!

☐ 情報モラルやフィルタリングについての基礎知識がある。

☐ スマートフォンの正しい利用を態度で示すことができる。

☐ スマートフォンの使用目的や使い方について、子どもと話し合うことができる。

☐ スマートフォンの利用ルールを子どもと一緒に考えて決めることができる。

☐ 家庭内で決めたルールを定期的に話し合い、適宜見直すことができる。

③保護者としてできることを考えましょう！

保護者同士の情報
交換も大切です！

ネット上のいじめへの対応

- ①スマートフォン・携帯電話は、学校における学習生活に直接**必要のないもの**であるので、子どもにスマートフォン・携帯電話を与える前に、**本当に必要かどうか**をよく検討しましょう。
- ②子どもに使わせる場合には、フィルタリングサービスを利用し、ルールやマナーの指導も必ず行うとともに、**保護者の責任**において管理しましょう。

※現在「青少年インターネット環境整備法」という法律では、保護者は18歳未満の子どものインターネット利用状況を適切に把握するとともに、フィルタリングの利用等によりインターネット利用を適切に管理することなどに努めなければいけないと規定されています。
- ③インターネットやスマートフォン・携帯電話に関し、例えばSNSを使った^{ひぼう}誹謗中傷や仲間外し、不適切画像の掲載等、子どもが様々な問題に巻き込まれ、**加害者にも被害者にもなっている現実**や、「ネット依存」や「不健全な人間関係」等の^{へいがい}弊害も生じていることを理解しましょう。
- ④子どもの様子を把握し、気になることは^{ちゅうちょ}躊躇せず**学校に相談**しましょう。また、ネット被害等深刻な場合は、最寄りの**警察署の生活安全課や法務局人権擁護課等に相談**しましょう。
- ⑤家族で機会をとらえて、「**公共のマナー**」、「**権利と責任**」、「**危険回避の仕方**」等について話し合しましょう。
- ⑥常に進化するスマートフォン・携帯電話の**機能や操作方法等に関心を持ち、理解に努め**ましょう。
- ⑦**学校やPTAが企画する研修会等には積極的に参加**し、新しい情報や対策について理解するようにしましょう。

※「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」には、青少年がインターネットを適正に利用するための保護者の努力義務が規定されています。

第20条の2

3 保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアまたは青少年有害情報フィルタリングサービスの利用、インターネットの利用に関する健全な判断能力の育成その他の適切な方法により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めなければならない。

☆「スマホ・ケータイ・ネットへの対応」で引用した情報の詳細は以下のホームページでご覧になれます。

◇内閣府ホームページ

https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_research/

◇総務省ホームページ

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho-tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

◇「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」のウェブサイト

<https://www.child-safenet.jp/>

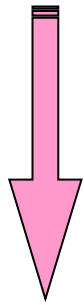
(3)不登校の理解と対応

「不登校児童生徒」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」によるものを除く。）と定義しています。

平成 28 年に公布された「教育機会確保法（※）」を受けた基本指針や通知等によると、状況によっては休養が必要な場合があることに留意し、登校という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す支援を行うことが大切だとされています。

※「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の略称

☆不登校の背景、きっかけ、心の動き等は様々で、単純に判断せず子どもの心に寄り添いながら理解していくべきものですが、以下のようなことも考えられます。



背景

生活体験や集団での活動不足、地域での遊びの減少、
人とのつながりの弱さ、ストレスの増大等

きっかけ

学校のこと：学校生活があわない、友人関係がうまくいかない、
勉強が分からない等
家庭のこと：家庭内の環境の急激な変化等
本人のこと：身体的なこと、病気等

心の動き

『学校に行かなければ』と思っても行けない、
学校に心の居場所がない等

こんな様子が見られたら、それはサインかも

- ・朝、起きにくい、起こしても起きてこない。
- ・表情がさえない、ぼんやりしている、食欲がない、眠れない、部屋にこもりがち、朝の体調が悪い。
- ・やたらと学校のことを気にする、または学校の話进行避ける。
- ・学校に行く前に腹痛や頭痛を訴えるが、休むと元気にしている。
- ・落ち着きがない、怒りっぽい など

サインが出た時、ご家庭で気を付けたいこと

- ・保護者が過剰に心配したり、あわてたりすることなく、ゆったりとした態度で見守り、子どもの心の安定をはかりましょう。
- ・子どもの健康状態の把握や健康管理をていねいにしましょう。
- ・腹痛や頭痛など体の不調が続く時は、話を聞いたり、様子を見たりして、必要に応じて医師に診てもらいましょう。
- ・何か言いたそうにしていたら、子どもの言葉に耳を傾けましょう。
- ・時には子どもが話し出すまで待つことも必要です。また、話だけでなく LINE や手紙で伝えてくることもあります。
- ・子どもがリラックスできる時間を大事にしましょう。

夏休み等長期休業の後は、よりていねいに子どもの様子を見守りましょう

- ・長期休業の後半には、起床や食事などの時刻などを、学校がある日のリズムに近づけていきましょう。
- ・宿題や提出物は、定期的に進み具合を確認するなど、無理なく行うようアドバイスしましょう。
- ・思うように仕上がらなかった宿題があっても、できたことを認めて、新学期を迎えられるようにしましょう。
- ・心配なことがあれば、学校に相談したり新生活のリハーサルをしたりするなど、早めに準備を始めましょう。

「こんなはずじゃなかった」からの「不登校」にならないために（進路選択で考えたいこと）

進学後、思っていた雰囲気と違い、授業が難しすぎる、通学がづらいなどをきっかけに登校しづらくなる場合があります。

保護者は、子どもが「学力だけ」「部活だけ」「友だちだけ」などで進路先を選択しないよう、子どもの性格や体力、学習環境や通学方法など、いろいろなことを考えて進路を選択するようアドバイスしてください。

(4)人権教育の推進

「すべての人の人権が守られ、安心して暮らせる社会の実現」を目指していくためには、日常生活の中にある様々な人権に関する課題を他人ごととせず、自らの生き方と結びつけて考える必要があります。

私たち大人自身が当事者意識を持って、人権問題の解決に向け、自ら学び、自ら考え、自ら行動する姿を見せることにより、子どもたち自身も差別の現実に気づき、その解決に向けて自分たちにできることは何かを考えることができるようになるでしょう。

子どもの健全育成を目的とするPTA活動において、人権問題について学び合い、人権に対する意識を高めることは、欠かすことのできない重要な内容の一つです。

そこで、PTAで取り組む学習内容の例や学習の進め方についてご紹介します。

(1) PTA人権学習の内容(例)

- ア 子どもの人権問題
(いじめ、虐待、ヤングケアラー等)
- イ 家庭・地域・学校・企業での人権教育
- ウ 身の周りにある差別や偏見
- エ 部落差別(同和問題)の歴史と
その解決への取組
- オ インターネットと人権
- カ 多様な性に対する理解
- キ コロナ禍における人権問題



(2) 多様な学習の進め方

～人権問題を自分事として、身近な問題として考えるために～

人権問題に関する学習において、正しい知識を学ぶこととあわせて、心や技(スキル)をバランスよく学習することが大切です。人権意識を高め、自らの行動につなげることで、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりにつながります。

PTA活動においては、参加者を中心にしながら、参加者のお互いの気づきや考えを共有し、人権に関する行動力と意欲を高めようとする参加型体験学習(ワークショップ)の手法をぜひお取り入れください。親同士が楽しく交流することを大切にするとともに、目的やねらいをはっきりさせた講演会やビデオの視聴、現地研修・フィールドワーク等と組み合わせることで効果的な学習を進めることが大切です。

学習の進め方については、人権学習の手引書である人権教育啓発冊子「社会教育における人権学習の手引 波紋」(滋賀県教育委員会発行)を参考にしてください。

資料等は、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」

(<https://www.nionet.jp/>) からダウンロードできます。

また、ビデオ・DVDの貸出も行っていますので、ご活用ください。

におねっと 検索



5 資料編

(1)しが生涯学習スクエア (生涯学習課内)

「しが生涯学習スクエア」では、PTA活動をはじめ、県民の皆さんの主体的な学びを応援するため、各種学習情報の提供や学習相談など、生涯学習の振興に関する様々な支援を総合的に行っています。

DVDなどの視聴覚教材の貸出と併せて、プロジェクターやスクリーン等の機材も貸し出ししています。

(2)しが生涯学習サテライト (県庁新館2階県民サロン内)

来庁者の方々に向けて、学習情報を提供する「しが生涯学習サテライト」のコーナーを、県庁新館2階県民サロン内に設置しています。

「しが生涯学習サテライト」では、各種パンフレットや様々な講座のチラシ等で、生涯学習に関する最新の情報を提供しています。また、地域や職場での研修等に活用していただける視聴覚教材の紹介もしています。

開設時間 月～金曜日（祝日・夏季集中休暇・年末年始を除く） 9：00～17：00

(3)県立施設の無料開放

親子や家族のふれあいを深め、子どもたちの体験学習の機会の充実を図るため、滋賀県では「家族ふれあいサンデー」（第3日曜日）と「体験学習の日」（毎週土曜日）に県立施設の無料開放を行っています。

スマイルカード（見本は17ページ）を活用して、家族で県立施設にお出かけください。

※ 高校生以下の方は、いつでも常設展示の入館（場）が無料です。

体験学習の日も、スマイルカードがなくても高校生世代以下は入場料無料となります。

※ 家族ふれあいサンデーの対象者が「高校生世代以下の子ども連れの家族」に変更になりましたので、ご注意ください。

※ 県内在住等が証明できるものがあれば、スマイルカードがなくても利用可能です。

※ スマイルカードは、以下の広報誌に掲載する予定です。切り取ってご利用ください。

- ・「教育しが 4月号」
- ・「滋賀プラスワン 春号 秋号」

スマイルカードを使って 県立施設に行こう！

無料開放
毎月第3日曜日



今日は天気もいいし、
どこかにお出かけ
しましょうか。

そういえば、
滋賀プラスワンに
“スマイルカード” が
載っていたよ。



「家族ふれあいサンデー」に
スマイルカードを提示すると
県立施設の常設展示が
無料になります。

詳細はこちらから



じゃあ、
おじいちゃん
とおばあちゃんも
誘って行きたい！！



やったあ！
おでかけだあ☆



「家族ふれあいサンデー」と「体験学習の日」の違いについて

	家族ふれあいサンデー	体験学習の日
開始時期	昭和54年～ 「家庭の日」の運動に呼応し、家族のふれあいを深める運動を積極的に推進したことがきっかけとなり始まる。	平成4年～ 学校週5日制(第2土曜日)が始まり、土曜日に子どもたちが過ごす場を提供するために、子どもを対象に県立施設を無料開放したことがきっかけとなり始まる。
趣旨・目的	家族で一緒に出かける機会を提供し、家族のふれあいや絆を深める。	子どもたちの体験学習の機会を提供し、「生きる力」や「豊かな心」を育む。
対象日	毎月第3日曜日	毎週土曜日
対象者	県内に在住する 高校生世代以下の子どもを連れた家族	県内に在住または県内の学校・園に在学・在園している高校生世代以下の子ども
対象施設	醒井養鱒場(入場料) 安土城考古博物館(常設展示の観覧料) 琵琶湖博物館(常設展示の観覧料) 美術館(常設展示の観覧料) 陶芸の森陶芸館(企画展示の観覧料) ※令和7年1月から、高校生以下の方の入場料は無料になっています。 ★各施設の開館状況等をご確認のうえ、お出かけください。	

スマイルカードは、「教育しが4月号」「滋賀プラスワン春号・秋号」に掲載予定です。
お持ちでない場合は、滋賀県に在住または在学していることがわかるもの
(運転免許証、マイナンバーカード、生徒手帳など)でも、同様のサービスを受けられます。
問合せ先 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課 TEL 077-528-4654

(4)しが学校支援センター

県では、豊富な知識や経験を持った地域の人々・企業・NPO等団体が、学校の教育活動を支援する仕組みづくりを推進しています。

具体的には、「しが学校支援センター」が、出前授業等の依頼があった学校と支援者をつなぎ、連携授業などを進めています。

なお、**校外学習施設見学**やPTA親子活動や保護者を対象とした「学校支援メニュー」も登録されており、ぜひご活用ください。



令和6年3月
「しが学校支援センター」
「メニュー案内」

「しが学校支援センター」による連携授業の実践例をホームページ「におねっと」に掲載しています！

<実践例>



小学校（「食の匠」の食育出張講座：和食）



中学校（地球にやさしく！くらし見直し隊）

ぜひ、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」をご覧ください！

におねっと

検索

「連携授業の実践例」、分野別「学校支援メニュー」一覧は、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」（<https://www.nionet.jp/>）に掲載しています。



現在の登録数

登録団体数：219団体

メニュー数：344

（令和7年3月1日現在）

Click



(5)滋賀県学習情報提供システム「におねっと」

PTA活動
で役立つ!

滋賀県学習情報提供システム

におねっと



ヒントや教材が
いっぱい!

<https://www.nionet.jp/>

におねっと



滋賀県内の学習情報を紹介するサイトです。



Point 1

視聴覚教材の貸出

<https://www.nionet.jp/nionet/audio.php>

県生涯学習課が保有する、視聴覚教材約 2200 本の貸出予約申込が 24 時間いつでもできます。個人の学びだけでなく、企業内人権研修や、PTA の学習会、地域や学校での学習教材として活用ください。貸出は無料です。

- ☒ 貸出本数：3本以内
- ☒ 貸出期間：14日以内(郵送期間を含む)
- ☒ 貸出対象：県内に在住、在勤、又は在学の方

Point 2

出前講座

<https://www.nionet.jp/lldivision/demae/>

県内の自治会や公民館、PTA 等が主催する講座開催を支援する講師情報を提供します。県生涯学習課では、主催者からの要請に基づき、講座の開催趣旨に沿った講師の紹介や仲介を行います。

13分野のべ150講座以上

環境	歴史・文化	健康	仕事	子育て
人権	多文化共生	科学	安全・安心 (防災・防犯)	男女共同参画
福祉・介護	地域づくり	その他		

Point 3

カレンダーで講座検索

<https://www.nionet.jp/nionet/kouza.php>

クリックされた日に開催される講座や教室を一覧できます。近日開催予定の講座は、閲覧時の最新情報が自動更新されています。条件検索を利用すると指定の期間や地域、分野別に絞り込むこともできます。

Point 5

家庭教育学習資料～語り合いを通した親子～
家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」

など、様々な資料がダウンロードできます。

<https://www.nionet.jp/dbook/index.html>

Point 4

子ども読書活動支援事業

<https://www.nionet.jp/dokusho/>

子ども向けの本の紹介や、読書活動に関する情報をお届けしています。



▲ 赤ちゃん・幼児向け
読書啓発冊子



▲ 子ども読書活動推進
リーフレット

・ブックトーク

- ・学校・図書館・ボランティア連携研修会
- ・学校図書館の紹介

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

〒520-8577
滋賀県大津市京町4丁目1-1
滋賀県庁新館6階

電話：077-528-4651
FAX：077-528-4962
E-mail: ma06@pref.shiga.lg.jp



(6)その他

★令和6年度「滋賀のコミュニティ・スクール」

コミュニティ・スクールの取組をリーフレットで紹介していますので、ぜひ御覧ください。

【URL】

https://www.nionet.jp/lldivision/community_school/index.html

【二次元コード】



★訪問型家庭教育支援

これまでの「訪問型家庭教育支援」の取組では、次のような効果が見られました。

- ・関係機関への相談
- ・保護者の不安や悩みの改善
- ・子どもの状態の改善
- ・行き渋りや不登校傾向の改善
- ・学校と家庭のつながり
- ・支援員との連携による教職員の負担軽減



詳細はリーフレットで紹介していますので御覧ください。

【URL】

https://www.nionet.jp/lldivision/community_school/index.html

【二次元コード】



★滋賀県子ども基本条例を制定しました

滋賀県では、「滋賀県子ども基本条例」を令和7年3月に制定しました。

子どもの権利が守られる社会づくりを社会全体で推進することを定めるほか、県、保護者、学校等、事業者、県民の責務を明らかにしました。

滋賀県は、子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現を目指します。

詳細は、県ホームページを御覧ください。

【URL】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/342517.html>

【二次元コード】



滋賀県内の専門的な相談機関

◎不登校に関する相談

滋賀県心の教育相談センター	☎ 077-586-8125
---------------	----------------

◎各市町における不登校児童生徒の支援に向けた施設

設置者	名 称	電話番号	設置者	名 称	電話番号
大津市	教育支援ルーム「ウイング」	077-522-4646 077-525-7912	湖南市	ふれあい教育相談室	0748-72-4810
彦根市	彦根市教育支援教室「オアシス」	0749-24-0415	甲賀市	教育支援センター水口教室「つばめ」	0748-65-5512
長浜市	こどもサポートルームなないろ「ひまわり」	[代表] 0749-74-3702 長浜市教育センター	甲賀市	教育支援センター信楽サテライト教室「やまびこ」	
長浜市	こどもサポートルームなないろ「あざい」		高島市	教育支援センター「スマイル」	0740-22-5080
長浜市	こどもサポートルームなないろ「大地の家」		東近江市	「オアシスようかいち」	[代 表]子どもオアシス (児童生徒成長支援室) 0748-22-0120
長浜市	こどもサポートルームなないろ「ジョイ」		東近江市	「オアシスのとがわ」	
長浜市	こどもサポートルームなないろ「みらい」		東近江市	「オアシスがもう」	
長浜市	こどもサポートルームなないろ「ほっと」		米原市	教育支援センター「みのり」	090-7110-3849
長浜市	こどもサポートルームなないろ「ほっと」		米原市	ステップ・フォワード・プログラム (不登校生徒支援)	0749-53-5152 米原市学校教育課
近江八幡市	教育支援ルーム「にこまるルーム」 訪問型教育支援「にこまる訪問」	0748-37-1205	日野町	日野町サポートスクール「ステップ」	0748-53-1325
草津市	教育支援センター「やまびこ」	077-563-1270	竜王町	竜王町教育支援ルーム「なないろ」	0748-58-3719
守山市	教育支援センター「くすのき教室」	077-583-4217	愛荘町	教育支援ルーム「フレンズ愛荘」	0749-37-8056
栗東市	子ども成長支援教室「あいあい」	077-554-6104	甲良町	子ども成長支援教室「なごみ」	0749-38-8003
野洲市	適応指導教室「ドリーム教室」	077-587-6925	多賀町	多賀町適応指導教室「虹」	0749-48-8137

◎いじめなど悩みに関する電話相談（子どものための全国統一相談ダイヤルで、24時間対応しています。）

名 称	時 間	電話番号
24時間子供SOSダイヤル	「こころんだいやる」	9:00～21:00
	「子どもナイトだいやる」	21:00～翌日9:00
		(なやみおう) 0120-0-78310

※「こころんだいやる」では、077-524-2030でも受け付けています。

◎各市町に開設のいじめなど悩みに関する相談窓口

名 称	対象地域	電話番号	名 称	対象地域	電話番号
おおつこほっとダイヤル（いじめ対策推進室）	大津市	0120-025-528	高島市子ども家庭センター	高島市	0740-28-7830
彦根市いじめ・不登校相談ほっとライン	彦根市	0749-24-7977	高島市教育相談・課題対応室	高島市	0740-25-8557
長浜市教育委員会	長浜市	0749-65-8605	東近江市教育委員会学校問題対策支援室	東近江市	0748-24-5520
近江八幡市教育相談室	近江八幡市	0748-37-8877	米原市いじめ相談でんわ	米原市	0749-53-5150
草津市立少年センター	草津市	077-562-0594	日野町子育て・教育相談センター	日野町	0748-53-3838
草津市子ども・若者総合相談窓口	草津市	077-561-0188	日野町教育委員会	日野町	0748-52-6564
守っ子ホットライン	守山市	0120-37-2535	竜王町ふれあい相談発達支援センター	竜王町	0748-58-3741
守山市教育委員会学校教育課	守山市	077-582-1141	竜王町教育委員会	竜王町	0748-58-3719
栗東市いじめホットライン	栗東市	077-554-0323	愛荘町子ども支援課	愛荘町	0749-42-7693
甲賀市育ちと学びの相談窓口	甲賀市	0748-69-2178	愛荘町教育委員会	愛荘町	0749-37-8056
野洲市教育委員会学務課	野洲市	077-587-6017	豊郷町教育委員会	豊郷町	0749-35-8131
野洲市ふれあい教育相談センター	野洲市	077-587-6925	甲良町教育委員会	甲良町	0749-38-5070
湖南市ふれあい教育相談室	湖南市	0748-72-4810	多賀町教育委員会	多賀町	0749-48-8123

◎少年非行に関する相談

○少年サポートセンター（警察の機関で、少年補導職員が中心となって、少年や保護者から非行や犯罪被害等に関する相談を受け、継続的な補導や支援活動を行っています。）

大津少年サポートセンター	☎ 077-521-5735	米原少年サポートセンター	☎ 0749-52-0114
--------------	----------------	--------------	----------------

その他、各郡市の少年センター

○あすくる（専門スタッフ等が非行など社会的不適応を起こしている要因を見極め、少年ごとに立案されたプログラムをもとに継続的に立ち寄り支援をしています。）

あすくる大津	☎ 077-522-3721	あすくる東近江	☎ 050-8034-6519
あすくる草津	☎ 077-562-0594	あすくる彦根	☎ 0749-24-9140
あすくる守山野洲	☎ 077-583-7474	あすくる長浜	☎ 0749-74-3366
あすくる湖南	☎ 0748-77-7053	あすくる高島	☎ 0740-25-8555
あすくるHAR（ハル）	☎ 0748-37-8651		

◎児童虐待に関する相談

緊急24時間対応(県内全域)虐待ホットライン	☎ 077-562-8996	児童相談所全国共通ダイヤル	☎ 189
中央子ども家庭相談センター	☎ 077-562-1121	彦根子ども家庭相談センター	☎ 0749-24-3741
大津・高島子ども家庭相談センター	☎ 077-548-7768	日野子ども家庭相談センター	☎ 0748-36-1202

◎発達障害等に関する相談

滋賀県総合教育センター	☎ 077-588-2505
-------------	----------------

◎滋賀県子ども・若者総合相談窓口（様々な悩みに関する相談）

滋賀県立精神保健福祉センター	☎ 077-567-5058
----------------	----------------



2025 年3月発行
滋賀県教育委員会

2025 年度

「PTA活動 First Step」

2025 年3月

発行: 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1-1

TEL : 077-528-4654

FAX : 077-528-4962

E-mail : ma06@pref.shiga.lg.jp

H P : 「におねっと」<https://www.nionet.jp/>